

株式会社テレビ津山「番組編集基準」

(1) 人権、人格、名誉

- 1 人権を軽視するような取扱はしない。
- 2 個人や団体の名誉を傷つけたり、信用を損なうような放送はしない。
- 3 職業を差別的に取り扱うことはしない。

(2) 人種、民族、国際関係

- 1 人種的、民族的偏見を持たせるような放送はしない。
- 2 国際親善を妨げるような放送はしない。

(3) 宗教

宗教に関する放送は、信仰の自由を尊重し公正に取り扱う。

(4) 政治、経済

- 1 政治上の諸問題は、公正に取り扱う。
- 2 政治上の諸問題で、一般に重大な影響を与える恐れのあるものについては、特に慎重を期する。
- 3 意見が対立している公共の問題については、出来るだけ多くの視点から論点を明らかにし、公正に取り扱う。
- 4 現在、裁判にかかっている事件については、正しい法的措置を妨げるような取扱はしない。

(5) 家庭と社会

- 1 家庭生活を尊重し、これを破壊するような思想を肯定的に取り扱わない。
- 2 公共及び公益を乱すような放送はしない。
- 3 暴力行為は、どのような場合にも是認しない。

(6) 犯罪

- 1 犯罪については、法律を尊重し、犯人を魅力的に表現したり、犯罪行為を是認するような取扱はしない。
- 2 犯罪の手段や経過などについては、必要以上に詳細な描写はしない。

(7) 性表現

- 1 性に関する事柄は、視聴者に困惑・嫌悪の感を抱かせないよう注意する。
- 2 性衛生や性病に関する事柄は、医療・衛生上必要な場合のほかは取り扱わない。
- 3 肉体、寝室描写など、官能的な素材を扱うときは、刺激的な表現を避ける。

(8) 表現

- 1 分かりやすい表現を用い、正しい言葉の普及に努める。
- 2 下品な言葉使いはできるだけ避け、また、卑猥な言葉や動作による表現はしない。
- 3 人心に恐怖や不安または不快の念を起こすような表現はしない。
- 4 放送の内容や表現については、受信者の生活時間との関係を充分配慮する。

(9) 広告

- 1 広告は、放送時間を考慮し、不快な感じを与えないように注意する。
- 2 広告は、分かりやすく適正な表現を用い、視聴者に錯誤を起こさせるような表現はしない。

(10) アニメーション等の映像手法

1. 1秒間に3回を超える点滅映像は、使用を避ける。その際、次の点に留意する。
 - ① 「鮮やかな赤色」の点滅は、特に慎重に扱う。
 - ② 以下を同時に満たす点滅映像は使用しない。
 - 点滅が同時に起こる面積が画面の4分の1以上
 - 輝度変化が10%以上
2. コントラストの強い画面の反転や、画面の輝度変化が20%を超える急激な場面転換は、原則として1秒間に3回を超えて使用しない。
3. 規則的なパターン模様（縞模様、渦巻き模様、同心円模様など）が、画面の大部分を占めることも避ける。